

「青少年に対する電子メディアの影響と対策について」

提言書

～電子メディアとの健全な関係作りのための提言～

平成30年 4月

富士市社会教育委員会議

平成30年4月23日

富士市教育長 山田幸男様

富士市社会教育委員会議
委員長 柚木恵美子

提言書の提出について

今期富士市社会教育委員会において「青少年に対する電子メディアの影響と対策について」の審議を行い提言書を取りまとめたのでこれを提出します。

目 次

【はじめに】	1
1 課題研究への取組について	2
(1) 用語の定義	
(2) 研究の進め方	
2 電子メディアの利用状況等について	3
(1) 電子メディアの保有状況	
(2) 全国的なインターネットの利用状況	
(3) 市内小中学生のスマホ等の使用状況	
3 電子メディアの良い点・悪い点	7
(1) 良い点	
(2) 悪い点	
4 青少年における電子メディアの課題	9
(1) 青少年が「いじめ」や「犯罪」の加害者・被害者となる可能性	
(2) 心身の発達や生活習慣への影響	
(3) 親子の触れ合いや地域との交流、体験活動の減少	
5 アウトメディアに対する取組の現状	9
(1) 静岡県の取組	
(2) 本市の取組	
(3) 他の自治体の取組	
6 青少年健全育成のための体験活動	11
(1) 体験活動の意義と効果	
(2) 本市の体験活動	
「電子メディアとの健全な関係作りのための提言」	13
1 犯罪被害に巻き込まれないための情報を青少年に確実に届ける	
2 電子メディアについての家庭でのルールづくり	
3 アウトメディアの実施	
(1) アウトメディア宣言の制定	
(2) アウトメディアの日	
(3) アウトメディア強調月間	
(4) アウトメディアを推進するための体験活動情報の提供	
【おわりに】	17
【巻末資料】	18
(資料1) 平成28年通信利用動向調査(世帯編)の概要	19
(資料2) 平成28年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果	20
(資料3) スマホ・携帯電話・ゲーム機等の使用状況アンケート	23
(資料4) 児童会・生徒会主体によるスマホ等の利用ルールづくりについて	26
(資料5) 蕨市アウトメディア宣言	28
(資料6) 青少年の社会参加促進の方策について(提言書) 抜粋	29
議論経過	30
社会教育委員名簿	31

【はじめに】

社会経済環境の急激な変化、高度情報化社会の進展等により青少年を取り巻く環境が大きく変わりました。地域活動やボランティア活動などに参加する青少年の減少、ニートや引きこもりの方々への支援、子どもの貧困対策などが現代的な課題として注目されています。

とりわけ、1990年代からのインターネットの普及とともに、情報技術や機器が加速度的に進化し、多様なビジネスサービスがインターネットを通じて提供されるなど、場所や時間を気にすることなく、物や情報を手に入れたり、容易に家族や友人と連絡を取り合ったりすることができるなど、私たちの生活環境は大きく変化しています。

一方、インターネットへの長時間の接触による「メディア漬け」といわれる状況は、睡眠障害や学習障害、ネットゲーム依存等を招くほか、場合によっては、いじめや犯罪に巻き込まれるなど、青少年の生活環境への影響が心配されております。

このような中、本市の学校教育の場では、平成28年度に市内各小中学校でスマホ等の使用状況の調査を行い、子ども達自身でテレビゲームやスマートフォン等の使い方や使用時間などのルールをつくり、そのルールを守る取組を行なっています。

しかしながら、生活の基盤は家庭であり、スマートフォン等の使い方をはじめとする基本的な生活のきまりは、家庭の中でつくられるため、この問題は、学校教育だけで対応できるものではなく、家庭教育や社会教育の立場からも取り組まなければならないと考えます。

そこで、私たちは、インターネットや携帯電話・スマートフォンなどが青少年に及ぼす影響とその対策について検討し、本提言書をまとめました。

今後の家庭教育・学校教育・社会教育の一助としていただければ幸いです。

青少年に対する電子メディアの影響と対策について

1 課題研究への取組について

(1) 用語の定義

今期の研究課題「青少年に対する電子メディアの影響と対策について」に取り組むにあたり、用語の意味を明確にするため、「電子メディア」、「アウトメディア」の2つの用語の定義を行いました。

「電子メディア」：

電子的な情報媒体の総称で、CD、DVD、メモリーカードなどが含まれることもありますが、ここでは、パーソナルコンピュータ（以下、「PC」という。）や、タブレット型端末、スマートフォン（以下、「スマホ」という。）、電子（携帯）ゲーム機、テレビとしました。

「アウトメディア」：

一般的には、電子メディアに触れないで過ごしたり、接触する時間を減らしたりすることを言いますが、電子メディアを排除しようとするものではなく上手に使うことにより、過度な使用時間を減らし、自分や家族の時間、地域との交流など人と人とのふれあいや体験活動を大切にしようとするものとしました。

(2) 研究の進め方

研究を進めるにあたり、私たちは電子メディアの普及や利用の現状について知るため、国や公的機関等の調査データ、本市が実施した全小中学生を対象とした「スマホ・携帯電話・ゲーム機等の使用状況アンケート」の結果、児童会・生徒会主体によるスマホ等の利用ルールづくりの取組などについて調査しました。

次に、青少年に対する電子メディアの良い点、悪い点を抽出し、どのような課題や影響があるのか整理しました。

また、アウトメディアに対する取組の現状や青少年期に必要な体験などについて検討を行いました。

そして、市民に対し、電子メディアの青少年に対する影響をどのように周知し、理解してもらうかについて、議論を重ねてきました。

最終的に、社会教育に係る各々の立場から、電子メディアとの健全な関係作りについて提言としてまとめました。

2 電子メディアの利用状況等について

(1) 電子メディアの保有状況

「表1」は、総務省の「平成28年度通信利用動向調査（世帯編）」[\[巻末資料1\]](#)の調査結果です。

全国の世帯における情報通信機器保有状況の推移によると、携帯電話の保有率は2003年（平成15年）には90%を超え、2005年（平成17年）にはPCも90%を超えていることが判明しました。その後、PCの保有率は減少傾向にあるのに対し、スマホの保有は急速に進んでいることがわかります。

2010年（平成22年）の携帯電話の保有率93.2%の内、スマホの保有率は9.7%であったのに対し、2016年（平成28年）は携帯電話94.7%の内、スマホの保有率71.8%との調査結果が示されています。

スマホは、電話機能をはじめ、インターネットに接続でき、動画等の視聴や記録の保存もできます。しかも持ち運びしやすく、いつでもどこでも利用することができる電子メディアです。

また、スマホは、基本的には個人で使用するものですので、周囲の人には利用状況が見えにくくなるという特性があります。



(注1) 携帯電話にはPHSを含み、2009年から2012年まではPDAも含めて調査し、2010年以降はスマートフォンを内数として含めている。

(出典) 平成28年度通信利用動向調査

表1

(2) 全国的なインターネットの利用状況

「表2」、「表3」及び「表4」は、内閣府の「平成28年度青少年のインターネット利用環境実態調査（平成28年11～12月現在）」**【巻末資料2】**の結果で、小学生から高校生までのインターネットの利用率、利用内容、利用時間がわかります。

「表2」では、小学生から高校生までの青少年のインターネット接続機器(※1)によるネット利用率は、小学生(※2)61.8%、中学生82.2%、高校生96.6%となっています。

「表3」では、小学生では、ゲーム、動画視聴、中学生では動画視聴、ゲーム、高校生ではコミュニケーション、動画視聴の順で利用されていることがわかります。

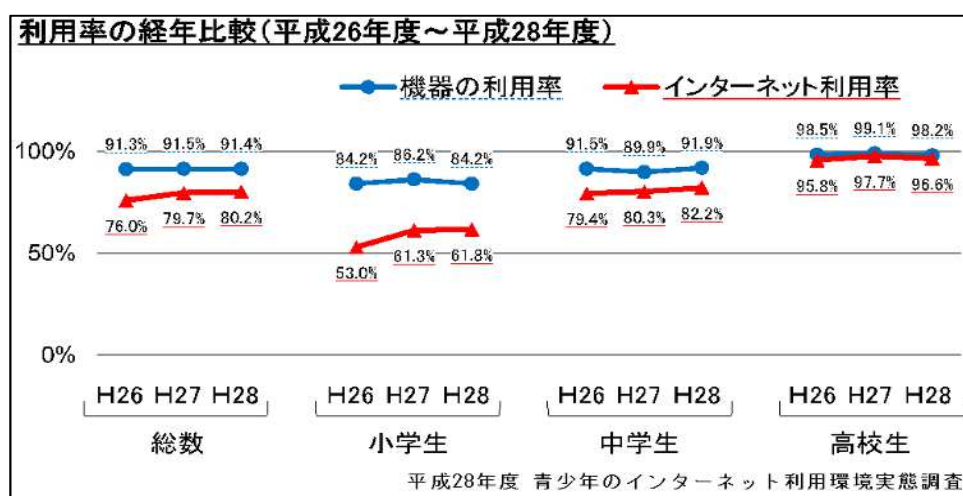


表2 (巻末資料2-1)

青少年のインターネットの利用内容(平成28年度)

		コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビゲーション	音楽視聴	動画視聴	電子書籍	ゲーム	ショッピング・オークション	その他
いずれかの機器	総数 (n=2635)	67.4%	31.2%	61.0%	29.6%	61.8%	74.5%	12.9%	74.0%	13.2%	7.6%
	小 (n=625)	32.5%	7.0%	40.5%	5.9%	28.2%	60.5%	5.1%	78.1%	2.2%	9.3%
	中 (n=1051)	67.2%	27.5%	61.4%	23.9%	62.7%	74.0%	10.3%	72.8%	8.8%	6.8%
	高 (n=953)	90.6%	51.1%	74.1%	51.2%	82.8%	84.1%	20.8%	72.7%	25.2%	7.1%

平成28年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

表3 (巻末資料2-2)

※1 インターネット接続機器

スマートフォン、格安スマートフォン、機能限定スマートフォン、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビの15機種

※2 調査対象小学生：10歳～12歳（小学校4年生から6年生）を対象

「表4」では、インターネット接続機器を使用して平日2時間以上ネットを利用しているのは、小学生では3人に1人(32.5%)、中学生では2人に1人(51.7%)、高校生になると4人に3人(76.7%)となっていることがわかります。さらに、高校生は5人に1人(20.5%)が5時間以上利用しているなど、世代があがるにつれて、ネットの利用率が高いという調査結果となっています。

長時間の使用は、勉強の時間が減少するだけでなく、心身にも変調をきたします。民間の情報セキュリティ会社の調査(平成29年1月調査)によると高校生の4人1人(男子24.3%、女子25.2%)が午前0～3時の時間帯にスマホを使用しています。その結果、「学校の成績が落ちてきたと注意された」(各21.4%、20.4%)だけでなく、「頭痛等の体調不良になる回数が増えた」(各15.5%、26.2%)という生徒も少なくありません。

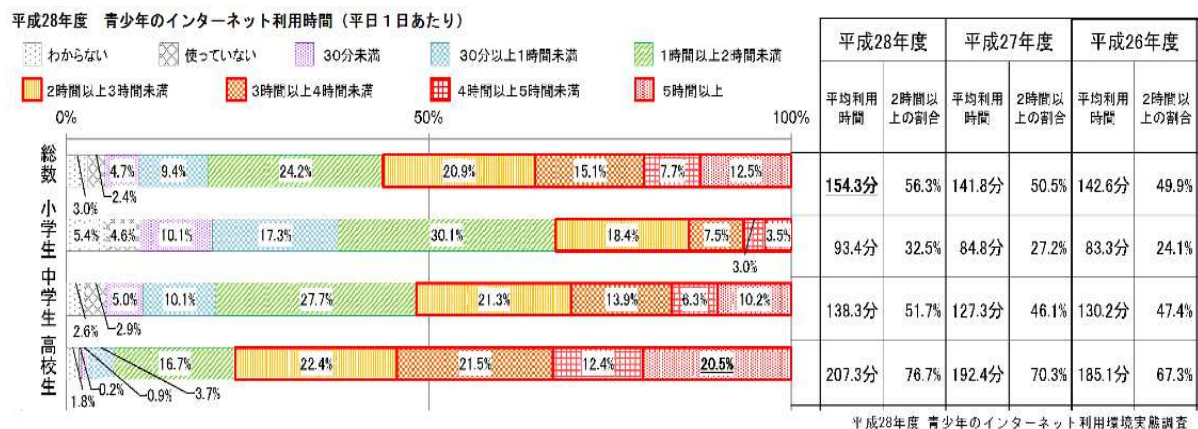


表4 (巻末資料 2-3)

(3) 市内小中学生のスマホ等の使用状況

本市では、全国規模で行われているような電子メディアの調査は実施されておりませんが、平成28年5月に市教育委員会が実施した、「スマホ・携帯・ゲーム機等の使用状況アンケート」[巻末資料3](#)によると、市内小中学生のスマホ・携帯の使用状況は、保護者の方が所有するスマホ等に触れる環境にある子どもも含めて、小学生で約4,000人余り(市内児童総数約14,000人)、中学生で約3,000人(市内中学生総数約7,000人)であると思われます。

①使用機器について

使用機器は、小学生では携帯ゲーム機や据置型ゲーム機の使用に次いでスマホや携帯が使用されており、中学生では、小学生と同様、携帯ゲーム機の使用が一番多いですが、次いでスマホや携帯が使用されています（表5、6）。

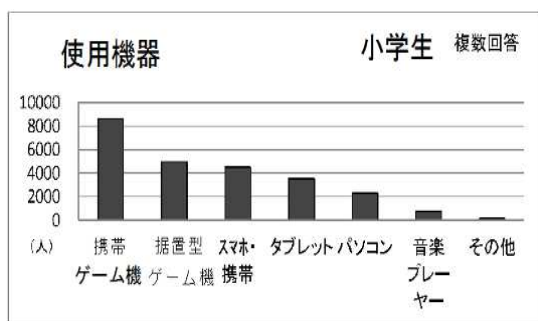


表5 (巻末資料 3-1)

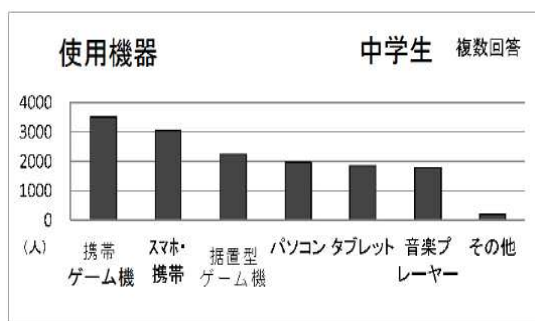


表6 (巻末資料 3-2)

②使用時間について

小学生の平日の使用時間は平均 55 分であり、休日は 95 分となっており、中学生では平日が 104 分で休日が 154 分でした（表7、8）。

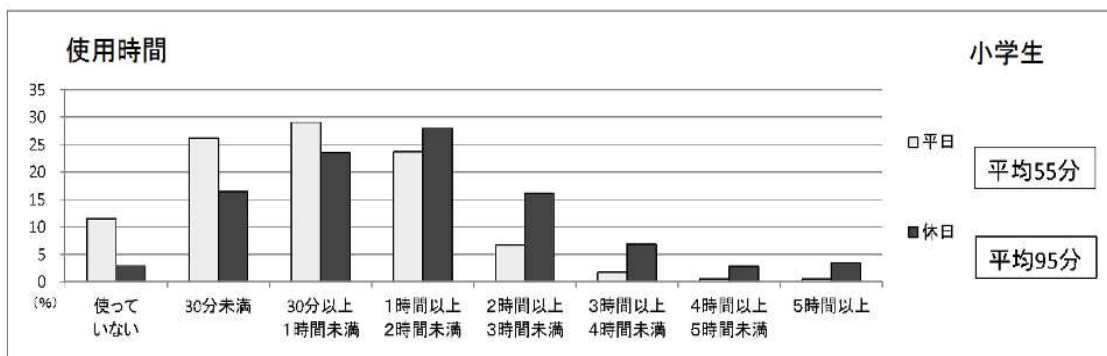


表7 (巻末資料 3-1)

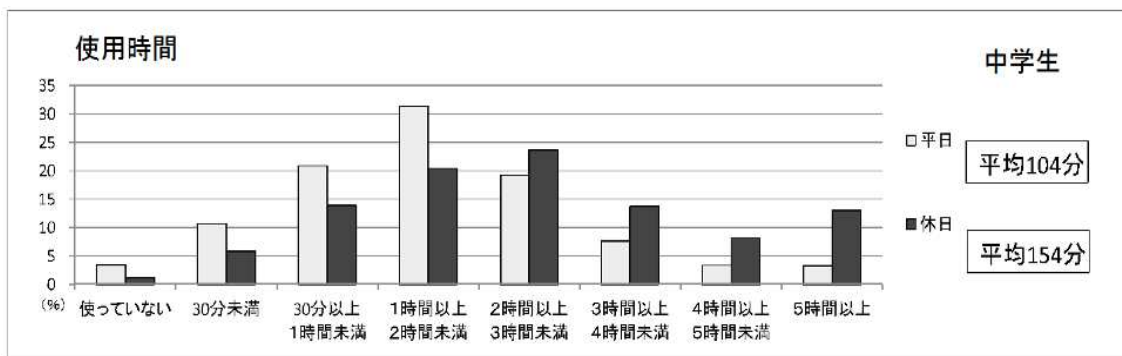


表8 (巻末資料 3-2)

③使用のルールについて

機器の使用に関して家庭内でルールを定めたことがあるのは、小学生で85%、中学生で70%ですが、ルールがない家庭もそれぞれ13%、28%となっています（表9～10）。また、フィルタリングの利用状況では、小学生で60%、中学生で40%という状況となっています（表11～12）。

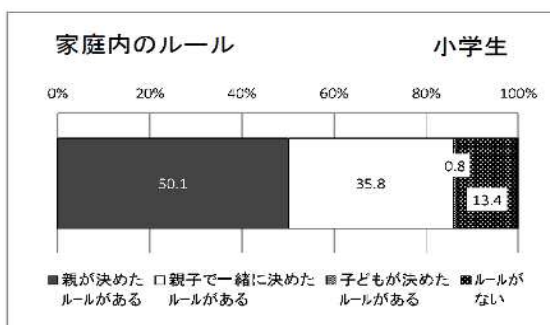


表9 (巻末資料 3-1)

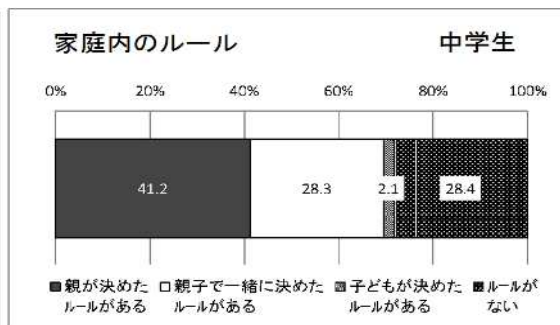


表10 (巻末資料 3-2)

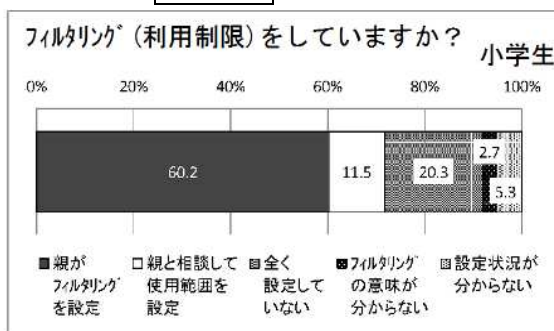


表11 (巻末資料 3-1)

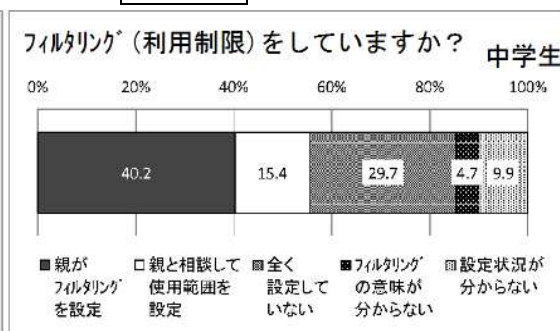


表12 (巻末資料 3-2)

これらのことは、多くの青少年が電子メディアに接触する機会があり、3時間以上使用している小中学生も少なくないことから、電子メディアがどのような影響を青少年に対して及ぼすのか危惧されるところです。

3 電子メディアの良い点・悪い点

電子メディアは、私達の生活に非常に役立っていますが、中には依存度が高い人もおり「歩きスマホ」「ながらスマホ」などの言葉に表されるように、スマホ等による事故や事件などが社会問題化しています。そこで、私たちは電子メディアの良い点、悪い点について、また、青少年にどのような影響を及ぼすかについて整理しました。

(1) 良い点

電子メディアは、一対一の会話から、より多くの人へ情報発信することや、小説やアートなどの創作・表現の場となっており、新たな人とつながるコミュニケーションを発展させる手段となるなど、機器の開発により、より便利に、より快適に使用できるようになっています。青少年にとって、イベント情報、就職情報など多様な情報を収集することができるなど、社会参画の情報入手手段として利用することもできます。

《社会教育委員の意見》

- ・手軽な連絡手段として広く使われている。
- ・緊急時の通信手段として機能を発揮する。
- ・通信できる小型コンピューターとしての必要性が高い。
- ・SNSやインターネットが利用でき、情報活用力が高まる。
- ・情報化社会を生き抜く力を養う事ができる。
- ・知りたい情報をその場で即時に調べることができる。
- ・インターネットを利用した授業を行うことが可能になった。
- ・早期（12歳前後）に電子機器に触れることにより対応力がつき将来的な仕事に役立つ。
- ・一度に大量のデータを広範囲に伝達できる。

（2）悪い点

電子メディアは良い点もある一方で、悪い点もあります。

国や医療機関などからは、視力の低下や睡眠障害といった健康被害や、相手の表情を読み取る力、自分の気持ちを伝える力、相手の言葉を受け取る力などが身につかないなどのコミュニケーション能力の低下、情報漏えいやネット詐欺など犯罪の加害者・被害者に成り得る危険性をもっていることが指摘されています。特に、電子メディアを悪用した犯罪に青少年が巻き込まれる事件が起きており、被害者の拡大が危惧されております。

また、長時間の使用については、「長時間」の定義があいまいなことや、勉強等に使用することもあることなどから一概に悪いとは言えないとの考え方がありますが、健康面、精神面、勉強等への影響や家族間のコミュニケーションの時間が失われるなど青少年の心身の発達や生活環境に悪影響を及ぼしているという考え方もあります。

《社会教育委員の意見》

- ・依存度が高くなり、メディア漬けに陥る可能性がある、
- ・いじめなどに悪用されることがある。
- ・ひきこもりの要因になる。
- ・犯罪に巻き込まれることがある。
- ・生活及び学習習慣が乱れる。
- ・答えが簡単に出てしまうことで、考える力を奪ってしまう（昔は辞書や参考書を使って調べたり、人に聞いたりした）。
- ・健康被害が懸念されている（視力の低下、ドライアイ、ストレートネックなど）。
- ・さまざまな出会いや体験の機会が奪われてしまうことがある。
- ・コミュニケーション能力の低下が懸念される。

以上のように、電子メディアは、良い面と悪い面を併せ持っています。私たちは、その特性や良い点、悪い点を十分理解し、上手に使いこなすことが重要です。

4 青少年における電子メディアの課題

電子メディアの良い面、悪い面を踏まえて、青少年に対する電子メディアの課題について整理しました。

(1) 青少年が「いじめ」や「犯罪」の加害者・被害者となる可能性

「2の(1)電子メディアの保有状況について」で述べたとおり、近年、電子メディアの保有状況、中でも、スマホの保有状況が急速に進んでいます。スマホは、基本的に個人で使用することから、いつ、どこで、何に使用しているのか、周囲の目が届きにくい状況で利用されることもあります。

このような中、電子メディアを使ったいじめや犯罪に青少年が巻き込まれる事件が発生しています。犯罪等から自らを遠ざけ守る方法や、巻き込まれた時に相談できる窓口などの情報を知らずに、自分の意志とは関係なく犯罪に巻き込まれたり、相談することができなかつたりする状況が考えられます。

(2) 心身の発達や生活習慣への影響

電子メディアは、容易にコミュニケーションをとることができたり、知りたい情報を得ることができたりする一方、長時間の使用による視力低下や睡眠障害などの健康被害やコミュニケーション能力の低下など、心身の発達や生活習慣への影響が危惧されます。世代に併せた適切な利用ができるようにしていく必要があります。

(3) 親子の触れ合いや地域との交流、体験活動の減少

近年、親子の触れ合い、地域との交流や体験活動の機会が減少していることが指摘されています。この要因のひとつに電子メディアが挙げられていますが、現代社会において、電子メディアは、私たちの生活をより快適に、便利にしてくれるものであり、切り離せないものとなっています。家庭や個人が電子メディアを上手に利用し、人との交流や体験活動の機会を増やす、「アウトメディア」の取組が必要と考えます。

5 アウトメディアに対する取組の現状

近年、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、青少年を取り巻く環境が大きく変化する中、急速に発展する電子メディアの普及に対する不安は多くの家庭が抱える問題となっています。

このため、全国的に電子メディアを上手に使うことにより、過度な使用時間を減らし、自分や家族の時間、地域との交流など人と人とのふれあいや体験活動を大切にしようとする「アウトメディア」の取組が広がりを見せています。

(1) 静岡県の取組

静岡県では、青少年を取り巻く有害情報環境対策事業として、静岡県ネット安全・安心協議会を開催しています。また、子ども達のネットいじめやネット依存状態などの問題を防止するため、ネットやスマホを使う際のルールや、このルールについて親子で話し合っしてほしいポイントなどを掲載した宣言書つきカレンダー「親子で話そう!!我が家のケータイ・スマホルール」を作成しました。さらに、小中学校の保護者を対象に、正しく安全なネットの利用の仕方について、「家庭で話し合っ規則を作る」ことの大切さや「ルールづくりのコツ」を伝えるケータイ・スマホアドバイザーの養成などを行っています。

(2) 本市の取組

平成26年度に県PTA連絡協議会は、県内小中学校PTA会員に「児童・生徒の携帯電話・スマホの安全な使用に関するお願い」の中で子どもにスマホ等を持たせるときの5つの約束を通知しました。しかしながら、十分に徹底されていないことから、市PTA連絡協議会は、平成27年度に富士市ルールとして「児童・生徒同士のやりとりは午後9時以降禁止」という約束を追加しました。

市教育委員会は、平成28年度に市内の小中学生を対象としたスマホ等利用状況アンケートを実施し、その結果によると、市PTA連絡協議会が通知した文書の中にある、「小学生は午後9時、中学生は午後10時以降使用しない」という約束について、小学生では、守っている、どちらかというど守っているが約86%に対し、中学生では56%という状況でした。

そこで、市内小中学校では、平成29年度末を目途に、「児童・生徒会主体によるスマホ等の利用のルールづくり」[\[巻末資料4\]](#)に取り組んでいます。

大人がルールを決めるのではなく、子ども自身でルールを決めることが大切であり、また、家庭においては、家族の話し合いの中で子どもと一緒にルールを作り、守っていくことが重要であると思われます。

また、市や市教育委員会では、様々な講座を行っておりますが、「スマホの使い方」など電子メディアの上手な使い方などの講座も開催されております。その他、全ての小中学校入学前の保護者を対象に行われている子育て講演会において、電子メディアを題材とした講演なども行なわれております。

現状での本市のアウトメディアに対する取組は、電子メディアとの付き合い方や、安全・安心な使用方法に重きが置かれており、家族や地域との触れ合い、体験活動の重要性の意識付けが不足していると思われます。

(3) 他の自治体の取組

広島市では、平成20年7月に、「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を施行し、携帯電話販売店に、「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度」により、インターネットの適切な利用方法や、家族でのルールづくり、条例についての説明などを実施してもらっています。

また、市民には、標語などを広く募集し、普及啓発に努めています。

埼玉県蕨市は、電子メディアへの接触時間を減らし、子ども達の健やかな成長を願い、平成23年度に全国に先駆けて「蕨市アウトメディア宣言」[\[巻末資料5\]](#)を制定し、毎年、「蕨市アウトメディア推進大会」において、講演会等を実施し、普及啓発をおこなっています。

北海道では、「どさんこアウトメディアプロジェクト」を平成26年度にスタートさせ、「ノーゲームデー」の設定・推進など3つのアクションプランを推進しています。

その他にも、多くの自治体や小中学校などで、アウトメディアデーやノーゲームデーなど先進的に取組が行われております。

これらの取組は、電子メディアの利用環境が大きく変化している中で、今後、本市において青少年の電子メディアとの上手な付き合い方を検討する中で、本市の参考となるものと思われまます。

6 青少年健全育成のための体験活動

(1) 体験活動の意義と効果

アウトメディアの取組は、電子メディアを排除するものではなく、上手に付き合うことや、自分の時間を大切に、家族や地域の人とのつながりを持ち、いろいろな体験をしようというものです。

かつての多くの子ども達は、仲間とともに自然の中で遊びながら、あるいは、地域において生活していく中で、様々な自然体験・社会体験を日常的にかかわりあうことができました。

しかしながら、近年、生活環境、社会環境の変化等により、家族や地域の人との関わりや豊かな自然の中で遊ぶ体験などが減少していることが指摘されております。電子メディアの発展や普及もその要因の一つとして考えられており、私たち社会教育委員もそのことを実感しています。

体験活動は人づくりの原点です。人は、様々な体験を積み重ね人として成長します。新たな経験は、過去の経験と関連する要素と結びつき、今までと違う考え方や新たな考え方を蓄積していくことにより人間的な成長につながります。多くの人と関わり、多様な場で体験を積み重ねることで、コミュニケーション能力や自立心、主体性、他者と協働できる能力などを育み「生きる力」として必要となる基礎的能力を養う効果があります。

国立青少年教育振興機構の調査によれば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、やる気や生きがいを持っている人が多いことや、自然体験や生活体験、お手伝いが豊富な小中学生ほど道徳心、正義感が強いという結果が出ていることなどからも体験活動が求められています。

◎中央教育審議会における体験活動の分類

「自然体験活動」……………山や海での体験、キャンプやハイキングなどの野外活動、星座観察、動植物の観察など

「生活・文化体験活動」…家族とのつながりや異年齢交流、友人との深いふれあい、大人との関わりや、地域の文化祭、体育祭、防災訓練への参加など

「社会体験活動」……………奉仕活動や福祉活動などのボランティア活動や職場体験など

「今後の青少年の体験活動の推進について（答申）」（平成25年1月21日）

（２）本市の体験活動

このような中、本市は、駿河湾から富士山まで、豊かな自然環境に恵まれた地域であり、多様な産業が集積し、そこに働く多くの市民が暮らしています。このような富士市独自の特徴を活かした自然体験、生活・文化体験、社会体験活動が、行政をはじめ様々な市民団体とともに展開されています。

社会教育分野では「キズナ無限∞の島」、「ししどて学級」やまちづくりセンターなどによる各種講座のほか、市内で活動しているスポーツ・文化活動や、野外活動などを実施している青少年健全育成団体による異年齢での体験活動なども行なわれています。

特に最近では、青少年の育成に関心の高い青年がつどい、遊びを通じて子どもを育てる活動である「遊び塾」を開催するなど、青年同士の交流や社会参画も含めて青少年健全育成事業を展開しております。

また、社会教育委員会において、文化・スポーツ・自然体験などのほか、地域でおこなわれている文化祭・体育祭や防災活動への参加、奉仕・福祉活動など体験活動の重要性について多くの意見が出されました。

電子メディアから離れ、文化・芸術・スポーツ・野外活動などの様々な体験活動に青少年が触れることは、彼らの身体的、精神的な成長に必要なものであると改めて認識しました。

これまで、現在の青少年の電子メディアの使用状況や良い点悪い点の抽出、課題の整理など、電子メディアが青少年に及ぼす影響について研究してきました。さらに、本市等のアウトメディアに対する取組や青少年にとっての体験活動の重要性について検討してまいりました。

これらの検討を踏まえ、社会教育委員会として電子メディアとの健全な関係作りについて次頁以降に提言としてまとめました。

電子メディアとの健全な関係作りのための提言

1 犯罪被害に巻き込まれないための情報を青少年に確実に届ける

電子メディアの悪用による犯罪等から青少年を守るために、必要な情報を青少年一人ひとりに確実に届けることを提案します。

電子メディアの急速な普及により、青少年が大人の目の届かないところで電子メディアを悪用した犯罪等に遭遇することが危惧されています。このような事態においては、周囲が青少年の状況に気づかなかつたり、青少年が助けを求めることに躊躇したりしている間に犯罪等に巻き込まれる例も少なくありません。

電子メディアを悪用した犯罪等に巻き込まれないための対策や安心・安全に利用するための留意点、トラブルに巻き込まれた場合に相談できる機関等の情報窓口などを記載したリーフレット等を学校やPTA、青少年団体等を通じて、確実に青少年一人ひとりに届けることが必要です。

また、現時点でのインターネット閲覧機能を通じた違法・有害情報への接触防止の一般的な手段が、フィルタリングの利用であることから、保護者、関係業界が青少年を犯罪被害から未然に守るとの意識を持って契約することが求められます。

2 電子メディアについての家庭でのルールづくり

電子メディアの使用方法について、子ども自身が考え家族と話し合っ家庭でルールづくりに取り組むことを提案します。

現在、保護者の中には、子どもとのコミュニケーションや非常時の連絡手段、位置情報通知機能による安全確保などの理由から携帯電話やスマホなどを子どもに持たせている方もいます。

一方、誤った電子メディアの使用による学習障害や健康被害、いじめや犯罪等に巻き込まれる恐れがあります。学校教育の場に電子メディアを児童生徒が持ち込むことは不都合なことです、保護者の意向などから子どもに持たせることもあり、市内小中学校において、使用方法のルールづくりが行われております。

家庭により使用目的など事情がある場合もあるので、買い与える保護者が家庭教育としてルールづくりに取り組む必要があります。

大人が作ったルールを子どもに押し付けるのではなく、子ども達自身が考え、家族で話し合っ「我が家のルール」を作ることが大切です。

タイミングとしては、購入前にルールを決めておくほうが良いでしょう。また、使用状況や子どもの成長にあわせたルールの見直しを子どもとともにすることも必要なことと思われます。

3 アウトメディアの実施

電子メディアは、非常に便利なものであり、私たちの生活に密着した存在になっています。一方、健康被害や学習面への影響などが危惧されています。このため、電子メディアと上手に付き合う手段としてアウトメディアを提案します。

アウトメディアは、電子メディアを排除しようとするものではなく、上手につきあうことで、家族や地域との交流や体験活動への参加を促そうというものです。

前述の「(1) 犯罪被害に巻き込まれないための情報を青少年に確実に届ける」、「(2) 電子メディアについての家庭のルールづくり」を着実に実践するためにも以下の取組を提案します。

(1) アウトメディア宣言の制定

アウトメディアに積極的に取り組む姿勢を広く示すため、市として「アウトメディア宣言」を制定することを提案します。

アウトメディアへの具体的な取組は、個人あるいは家族単位で実践することになりますが、個人まかせでは継続的に取り組むことは難しいでしょう。このため、市全体でアウトメディアに取り組む姿勢を示し、さらには市民意識を醸成するためにも市として「アウトメディア宣言」を行います。

宣言の内容は、電子メディアとの上手な付き合い方、家庭での会話や地域との繋がりが大切であることなどが伝わるように数項目の構成とします。

作成にあたっては、広く市民に認知され誰もが取り組もうと思えるものにするため、宣言を自分ごととして作り上げることが重要となります。小中学生や教諭、乳幼児などを抱えた子育て中の親など子どもから大人まで多くの市民を巻き込むことが必要です。

学校やPTA、子ども会、地域社会など多くの方々に協力を得て作成することが良いでしょう。そして、宣言の制定時には、市民への周知が必要であることから、「アウトメディア宣言大会」などを実施します。

宣言後は、周知活動が重要となります。チラシやポスターなどによる広報はもちろんですが、バッジやリストバンドなどの作成やポケットティッシュ等に情報を載せて広く配布する方法も考えられます。また、意識を継続させるためには、内容を見直すことも必要と考えます。

多くの市民に周知することで、市民が積極的にアウトメディアに取り組むことが期待できます。

(2) アウトメディアの日

家庭等で意識的にアウトメディアに取り組む日として、市で統一的な「アウトメディアの日」を設けることを提案します。

「アウトメディア宣言」で、市としてアウトメディアに取り組む姿勢を示した後は、市民に継続的かつ具体的に取り組んでいただかなくてはなりません。このため、毎月、第3日曜日を本市の「アウトメディアの日」とします。

第3日曜日は、県が平成22年度まで「家庭の日」(※3)と定め、今でもある程度、市民に浸透しています。そこで、比較的市民に受け入れやすい第3日曜日を「アウトメディアの日」とし、個人や家庭でアウトメディアを実践していただくこととします。

実践する内容は、テレビ、パソコン、スマホといった電子メディアからなるべく離れ、家族との触れ合い、地域活動への参加、図書館や博物館などの見学、文化やスポーツ体験、野外活動などの体験活動をしたりします。

具体的な実施内容は、家庭等で話し合っただけでいただくことが必要なため、パンフレットやチラシでアウトメディアの効果や具体的な行動事例等を案内したり、家庭で決めた事を記入できる様式を配布して家庭内で掲示したりすることなどが考えられます。これらは行政から市民に働きかけることが必要になると思われますので、後述の強調月間を設定して集中的に取り組むことが効果的であると思われます。

※3「家庭の日」は、家族が家庭の役割等を考え、コミュニケーションを深める日です。平成22年度までは、毎月第3日曜日を「静岡県家庭の日」としていましたが、お仕事のお父さんやお母さんもいらっしゃるため、平成23年10月1日から、それぞれのご家庭で都合のよい日に設定していただく形に変わりました。

(3) アウトメディア強調月間

行政が学校や家庭はじめ、地域社会に対してアウトメディアへの取組等を促し、集中的に働きかける期間として「アウトメディア強調月間」を設けることを提案します。

アウトメディアを実践するためには、「アウトメディア宣言」や「アウトメディアの日」を定めるだけでは不十分です。アウトメディアの意義や効果について、地域社会が理解し、自らが率先して具体的な行動をとるため、市民一人ひとりに確実に届く働きかけが必要です。このため、毎年11月を「アウトメディア強調月間」として設定します。

11月は、県において「家庭教育を考える強調月間」、「子供・若者育成支援強調月間」としているため、「アウトメディア強調月間」はこれらの月間と併せて11月とします。

実施する内容は、市民が主体的にアウトメディアを実施していただけるよう、パ

シフレットやチラシによる、アウトメディアの意義や効果、体験活動などの情報提供、横断幕や車用ステッカーなど、多くの市民の目に触れるものを作成したり、標語やロゴ、シンボルマークの公募など、市民が参加できるものを企画したりします。

市内には、多くの企業や青少年団体があり、地域においても様々な活動が行われています。これらの団体が11月に行う事業にアウトメディアをサブテーマなどとして取り入れて、PRとともに意識の高揚に協力していただくことも有効でしょう。

また、家庭で実践するためには、特に父親への周知も重要となってくると考えられますので、各種事業組合や経済団体、企業などに協力を求めることも必要であると考えます。

(4) アウトメディアを推進するための体験活動情報の提供

体験活動の重要性は、「6 青少年健全育成のための体験活動」の中で記載したとおりであり、アウトメディアを推進していくうえで、様々な体験活動ができる機会を知ってもらうため、青少年に有効な体験活動に関する情報提供について提案します。

体験活動の情報提供については、先に記載した中央教育審議会における体験活動に示された3つの分類に整理してわかりやすい表現とするなどの配慮が必要です。この分類のほかに、親子の触れ合いが最も必要な時期である乳幼児から青年期まで各年代の発達段階に応じた体験活動の情報提供も必要です。

平成26年3月に社会教育委員会が提出した提言書「青少年の社会参加促進の方策について」の中で、「青少年体験交流事業総合情報検索ポータルサイト『(仮称)富士の元気』の設置」[巻末資料6](#)があります。この取組を具体化し実現することも効果があると考えます。

市内には様々な青少年団体があり、また、官公庁のみならず、経済団体においても青少年を対象とした事業が行われています。手段・方法はそれぞれ違いがありますが、目的が青少年の健全育成であることは全ての実施機関の共通するところです。情報提供の手段として、ひとつのポータルサイトから、市内の体験情報が網羅することができれば、有効な情報提供の手段となります。

様々な体験活動が、多くの青少年の社会参加を促し、活力ある富士市の未来の担い手となることを願います。

以上、電子メディアとの健全な関係作りとして提言させていただきました。実現に向けて課題もあると思いますが、現代社会の喫緊の課題の一つであると思いますので実施に向けて検討くださいますようお願いいたします。

【おわりに】

今期の研究課題「電子メディア等の青少年に対する影響と対策について」は、難しいテーマでありましたが、電子メディアとの健全な関係作りの方策について提案することができました。

私たちを取り巻く生活環境は、近年、スマートフォンなどの急速な普及に伴い、無料通信アプリやSNS（ソーシャルネットワークサービス）などにより高い利便性が得られるなど、電子メディアは私たちの生活に欠かせない存在となっています。一方、長時間の使用による生活習慣の乱れや健康被害、不適正な利用による青少年の犯罪被害、いじめなどの問題が深刻なものとなっています。

人の目の届きにくいSNSを利用し、自殺願望などを投稿した高校生などの心の悩みにつけ込み、言葉巧みに誘い出し殺害するという極めて卑劣な事件も発生しております。

このような事件を未然に防ぐためにも、未来を担う青少年が、様々なリスクや対応策を理解したうえで、電子メディアを正しく利活用できる環境を整える一方、アウトメディアを促進する体験活動など、プログラムの情報提供が、従来にも増して重要となってきます。

この提言書は、電子メディアを批判するものでも、排除するものでもありません。電子メディアのメリット、デメリットについて家族や地域で共通認識を持ち、上手に付き合うことが大切です。

私たちは、電子メディアの青少年に対する影響を認識するとともに、アウトメディアが、親子のふれあいや地域の方との交流、本物の体験など行うきっかけとなり、未来を創る青少年の健全な育成につながるものと考えます。

本市の、アウトメディアに対する取組は、今後も継続して取り組んでいかなければならない分野であります。この取組には、法的根拠を持つことが有効であると考えられ、条例を制定することにより一層の推進が図られることと思われまます。今回、私たちの提案が一つの契機となり、青少年健全育成の一助となることを期待します。

卷末資料

【資料 1】平成 28 年通信利用動向調査（世帯編）の概要……………P19

【資料 2】平成 28 年度青少年の
インターネット利用環境実態調査結果……………P20

【資料 3】スマホ・携帯電話・ゲーム機等の使用状況アンケート…… P23
(平成 28 年度第 2 回社会教育委員会議資料)

【資料 4】児童会・生徒会主体によるスマホ等の
利用ルールづくりについて…………… P26
(平成 28 年度第 3 回社会教育委員会議資料)

【資料 5】蕨市アウトメディア宣言…………… P28

【資料 6】「青少年の社会参加促進の方策について」（提言書）抜粋・ P29

平成28年通信利用動向調査(世帯編)の概要

1 調査の目的等

本調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査である。この調査により、利用者の視点における情報通信の利用動向を把握し、情報通信行政の施策の策定及び評価のための基礎資料とする。

2 調査の概要

(1) 調査の範囲等

調査の範囲	地域	全国
	世帯	平成28年4月1日現在で、年齢が満20歳以上の世帯構成員がいる世帯
客体の選定方法等	使用名簿	住民基本台帳
	抽出方法	都道府県及び都市規模を層化基準とした層化二段無作為抽出法
	抽出数	40,592世帯(計220地点)
調査方法	郵送による調査票の送付・回収、報告者自記入による	
調査時期	平成28年11～12月	

(2) 調査事項

<世帯全体対象>

- 情報通信機器の保有・利用状況
- インターネットの利用状況
- インターネット利用における被害状況
- インターネット利用におけるセキュリティ対策状況
- インターネット対応型テレビ受信機の利用状況

<世帯構成員対象>

- モバイル端末の保有状況
- インターネットの利用状況
- インターネットの利用目的、用途
- テレワークの実施状況
- インターネットを利用して感じる不安等
- スマートフォン等利用におけるセキュリティ対策状況

3 回収状況

平成28年通信利用動向調査の世帯調査では、調査票の回収率向上のため、従来の調査票に加え、調査事項を限定した簡易な調査票を用いて調査を実施した。

	発送数	無効数 ¹⁾	有効回答数	有効回収率 ²⁾
全体	40,592	2,027	17,040	44.4%
従来版	6,608	397	2,506	40.3%
簡易版	33,984	1,630	14,534	44.9%

1) 宛先不明のため返却された件数及び白紙などで無効とした件数

2) 有効回答数÷(発送数－無効数)

平成28年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

調査結果（概要）

平成29年3月
内閣府

調査概要

1. 調査目的

平成21年度～平成27年度に引き続き、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（いわゆる「青少年インターネット環境整備法」。平成21年4月1日施行。）の施行状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として実施。

2. 調査設計

- (1) 方法：①青少年調査 原則として、調査員による個別面接取法で調査を実施。
ただし、調査協力を得られたものの訪問時間等が合わない場合には、WEB調査法を併用。
②保護者調査 原則として、調査員による訪問配布訪問回収法で調査を実施。
ただし、調査協力を得られたものの訪問時間等が合わない場合には、WEB調査法及び郵送回収法を併用。
- (2) 対象：①青少年調査 満10歳から満17歳までの青少年（5,000人） ②保護者調査 左記青少年の同居の保護者（5,000人）
- (3) 調査内容：青少年及び保護者に対して、下記機器によるインターネット利用状況等について調査。
①青少年調査 スマートフォン、いわゆる格安スマートフォン、機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン、携帯電話の契約が切れたスマートフォン、携帯電話、機能限定携帯電話や子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビの15機器。
②保護者調査 青少年調査の15機器から、機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン、機能限定携帯電話や子供向け携帯電話、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレットを除いた11機器。
- (4) 期間：平成28年11月5日～12月11日
- (5) 回収結果：①青少年調査 3,284人（65.7%）
・調査員による個別面接取法 3,176人（63.5%）
・WEB調査法 108人（2.2%）
②保護者調査 3,541人（70.8%）
・調査員による訪問配布訪問回収法 3,452人（69.0%）
・WEB調査法 55人（1.1%）
・郵送回収法 34人（0.7%）

3. 備考

- ・「機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン」は、以下、「子供向けスマートフォン」という。
- ・「機能限定携帯電話や子供向け携帯電話」は、以下、「子供向け携帯電話」という。
- ・調査結果は、四捨五入しているため、内訳の合計値が計に一致しない場合がある。
- ・本調査では在学中ではない人も含むため、青少年調査では「小学生」、「中学生」、「高校生」の合計値が「総数」に一致しない。また、保護者調査では「小学生の保護者」、「中学生の保護者」、「高校生の保護者」の合計値が「総数」に一致しない。
- ・分析軸の該当者が50人未満のクロス集計については、標本誤差が大きくなるため、あくまで参考にとどめるなど、特に留意が必要。
- ・青少年調査の結果は、「調査員による個別面接取法」及び「WEB調査法」を合算し、保護者調査の結果は、「調査員による訪問配布訪問回収法」、「WEB調査法」及び「郵送回収法」を合算したもの。

概要1 青少年のインターネットの利用状況-1 (機器・インターネット利用率)

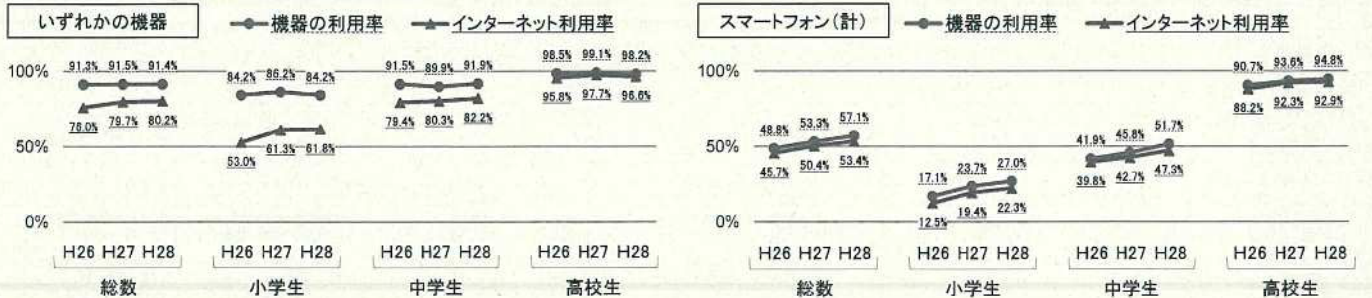
資料2-1

- 青少年の80.2%が、いずれかの機器でインターネットを利用。
- インターネットを利用する機器は、スマートフォン(47.2%)、携帯ゲーム機(21.7%)、タブレット(20.9%)、ノートパソコン(17.3%)が上位。
- スマートフォンの普及が進む。

各機器の青少年の利用率(平成28年度)

	いずれかの機器	スマートフォン	いわゆる格安スマートフォン	子供向けスマートフォン	契約切れスマートフォン	携帯電話	子ども向け携帯電話	ノートパソコン
機器の利用率	91.4%	49.1%	3.2%	2.6%	4.3%	6.9%	8.5%	18.5%
インターネット利用率	80.2%	47.2%	3.0%	1.2%	3.4%	2.0%	1.2%	17.3%
	デスクトップパソコン	タブレット	学習用タブレット	子供向け娯楽用タブレット	携帯音楽プレイヤー	携帯ゲーム機	据置型ゲーム機	インターネット接続テレビ
機器の利用率	7.8%	22.8%	4.8%	0.3%	18.2%	40.0%	23.3%	4.3%
インターネット利用率	7.2%	20.9%	3.2%	0.2%	7.8%	21.7%	11.6%	2.5%

利用率の経年比較(平成26年度～平成28年度)



(注1) 回答した青少年全員をベースに集計。回答数は以下のとおり。
 平成28年度: 総数(n=3284) 小学生(n=1012) 中学生(n=1279) 高校生(n=987) 平成27年度: 総数(n=3442) 小学生(n=1060) 中学生(n=1349) 高校生(n=1018)
 平成26年度: 総数(n=3441) 小学生(n=1080) 中学生(n=1329) 高校生(n=1007)

(注2) 「いずれかの機器」とは、青少年に対して調査した15機器。
 (注3) 「スマートフォン(計)」は、「スマートフォン」、「いわゆる格安スマートフォン」、「子供向けスマートフォン」、「携帯電話の契約が切れたスマートフォン」のいずれかを利用すると回答した青少年。

(青少年調査Q1・2)

概要2 青少年のインターネットの利用状況-2 (利用内容)

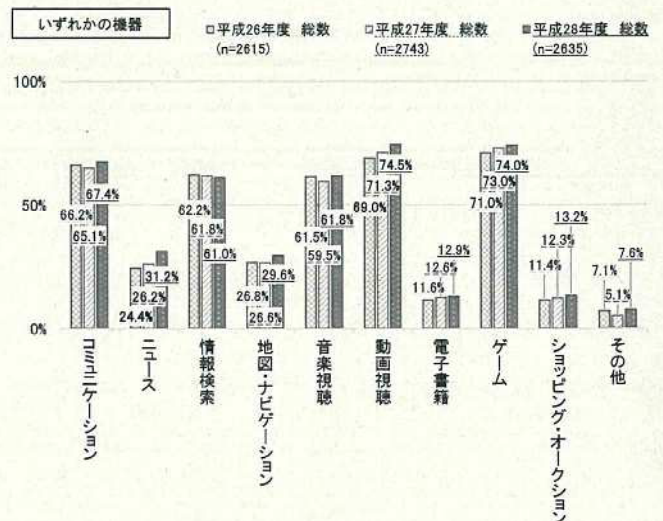
資料2-2

- 青少年のインターネットの利用内容は、高校生では、コミュニケーション(90.6%)、動画視聴(84.1%)、音楽視聴(82.8%)が上位。中学生では、動画視聴(74.0%)、ゲーム(72.8%)、コミュニケーション(67.2%)が上位。小学生では、ゲーム(78.1%)、動画視聴(60.5%)が上位。
- 利用内容を経年で比較すると、ニュース、動画視聴、ゲームは増加傾向。

青少年のインターネットの利用内容(平成28年度)

		コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビゲーション	音楽視聴	動画視聴	電子書籍	ゲーム	ショッピング・オークション	その他
いずれかの機器	総数 (n=2635)	67.4%	31.2%	61.0%	29.6%	61.8%	74.5%	12.9%	74.0%	13.2%	7.6%
	小 (n=825)	32.5%	7.0%	40.5%	5.9%	28.2%	60.5%	5.1%	78.1%	2.2%	9.3%
	中 (n=1051)	67.2%	27.5%	61.4%	23.9%	62.7%	74.0%	10.3%	72.8%	8.8%	6.8%
	高 (n=953)	90.6%	51.1%	74.1%	51.2%	82.8%	84.1%	20.8%	72.7%	25.2%	7.1%
スマートフォン	総数 (n=1549)	84.9%	40.4%	65.6%	41.0%	71.3%	78.1%	15.1%	72.4%	17.7%	3.1%
	小 (n=157)	46.5%	9.6%	42.7%	6.4%	31.2%	60.5%	3.2%	79.0%	1.3%	1.3%
	中 (n=509)	84.1%	32.2%	63.5%	33.0%	65.8%	75.6%	10.6%	71.9%	10.8%	2.9%
	高 (n=878)	92.3%	50.7%	71.0%	51.8%	81.7%	82.7%	19.9%	71.4%	24.5%	3.4%

利用内容の経年比較(平成26年度～平成28年度)

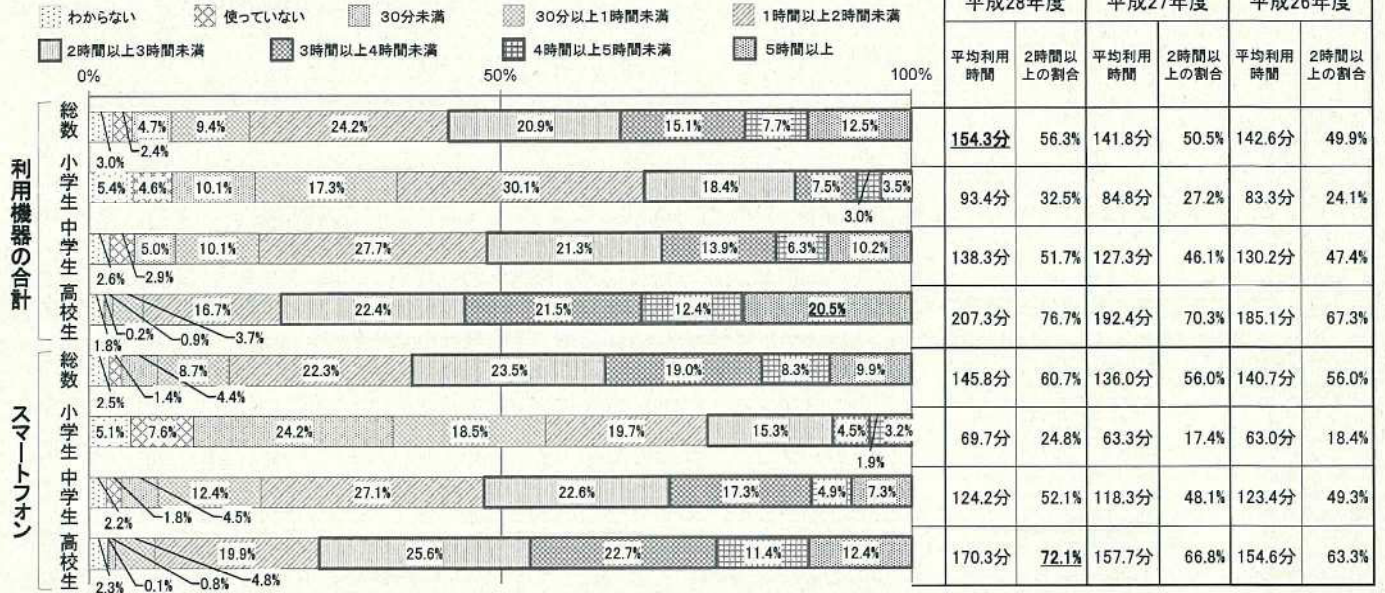


(注) 「いずれかの機器」については、青少年に対して調査した15機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。「スマートフォン」については、「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

(青少年調査Q3)

○ 青少年のインターネット利用時間は、前年度は前々年度と比べ横ばいであったが、今年度は前年度と比べ約12分増加。平均利用時間は約154分。
 ○ 学校種が上がるともに長時間傾向。高校生では、20.5%が利用機器の合計で5時間以上インターネットを利用、72.1%がスマートフォンで2時間以上インターネットを利用。

青少年のインターネットの利用時間(平日1日あたり)



(注1) 「利用機器の合計」については、青少年に対して調査した15機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。
 平成28年度：総数(n=2635) 小学生(n=625) 中学生(n=1051) 高校生(n=953) 平成27年度：総数(n=2743) 小学生(n=650) 中学生(n=1083) 高校生(n=995)
 平成26年度：総数(n=2615) 小学生(n=572) 中学生(n=1055) 高校生(n=965)

(注2) 「スマートフォン」については、「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。
 平成28年度：総数(n=1549) 小学生(n=157) 中学生(n=509) 高校生(n=878) 平成27年度：総数(n=1589) 小学生(n=155) 中学生(n=507) 高校生(n=914)
 平成26年度：総数(n=1475) 小学生(n=98) 中学生(n=483) 高校生(n=874)

(注3) 平均利用時間は、「使っていない」は0分とし、「わからない」を除いて平均値を算出。(注4) 「利用機器の合計」の利用時間は、回答者が利用している各機器の利用時間を合算したもの。(青少年調査Q4)

【富士市】 スマホ・携帯電話・ゲーム機等の使用状況アンケート（概要）

富士市教育委員会が、市内小中学校全児童生徒を対象に学校を通じて保護者の協力を得て実施した。

- 1 対象者 全学年児童生徒
- 2 実施方法 「アンケート用紙」「アンケート手引き」等を各家庭に配布し、児童生徒と保護者が一緒に回答したアンケートを回収する。
- 3 調査期間 平成 28 年 5 月 28 日（依頼日）～平成 28 年 6 月 14 日（提出期限）
- 4 対象機種 スマホ、携帯電話、ゲーム機、パソコン、タブレット、音楽プレーヤー（学校のパソコン教室での使用等、授業での使用は除く）

アンケート用紙

【富士市】 スマホ・携帯電話・ゲーム機等の使用状況アンケート

★以下のそれぞれの質問で、当てはまるもの 1 つにマークをしてください。

(1) 学年
 1年 2年 3年 4年 5年 6年

(2) クラス
 1組 2組 3組 4組 5組 6組
 7組 8組 9組 10組 11組 12組

(3) 性別
 男 女

★学校外でのスマホ・携帯電話・ゲーム機・パソコン・タブレット・音楽プレーヤーの使用について、次の各項目にお答え下さい。

(4) 学校外で、これらの機器を使用していますか？
 はい (5)以降の質問に進んでください。 いいえ 「アンケートは終了です。」

(5) 使用している機器の種類は何ですか？【複数回答可】
 スマホ・携帯 3-Dsなどの携帯ゲーム機 Wiiなどのゲーム機 パソコン タブレット 音楽プレーヤー その他

(6) いつからスマホ・携帯電話を使い始めましたか？（1つだけ選択）
 使っていない 小学校入学前 小学1・2年 小学3・4年 小学5・6年 中学1年 中学2年 中学3年

(7) いつからスマホ・携帯電話以外の機器を使い始めましたか？（1つだけ選択）
 使っていない 小学校入学前 小学1・2年 小学3・4年 小学5・6年 中学1年 中学2年 中学3年

(8) スマホ・携帯電話・ゲーム機・パソコン・タブレット・音楽プレーヤーを何に利用していますか？【複数回答可】
 電話 ゲーム メール 掲示板 LINE Twitter
 Facebook Instagram YouTube 音楽 その他

(9) これらの機器の平日における1日あたりの使用時間は平均およそ何時間ですか？（1つだけ選択）
 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上2時間未満 2時間以上3時間未満 3時間以上4時間未満 4時間以上5時間未満 5時間以上

(10) これらの機器の休日における1日あたりの使用時間は平均およそ何時間ですか？（1つだけ選択）
 30分未満 30分以上1時間未満 1時間以上2時間未満 2時間以上3時間未満 3時間以上4時間未満 4時間以上5時間未満 5時間以上

(11) これらの機器を利用してトラブルに巻き込まれたことはありますか？それはどのようなことでしたか？【複数回答可】
 なし 悪口を言われた 個人情報公開された 噂の噂を広められた 仲間はずれにされた
 いじめに加わるよう誘われた 出会い系サイトで怖い思いをした ゲーム等の支払いで多額の請求があった その他

(12) これらの機器の利用に関して、あなたの家庭ではルールがありますか？（1つだけ選択）
 ルールがない 親が決めたルールがある 親子で一緒に決めたルールがある 子どもが決めたルールがある

(13) これらの機器を利用して、知り合った人と実際に会ったことがありますか？（1つだけ選択）
 全くない 1～2回 3～5回 6～9回 10回以上

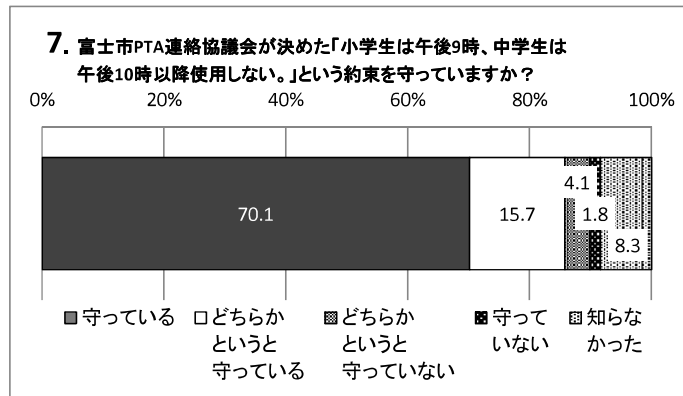
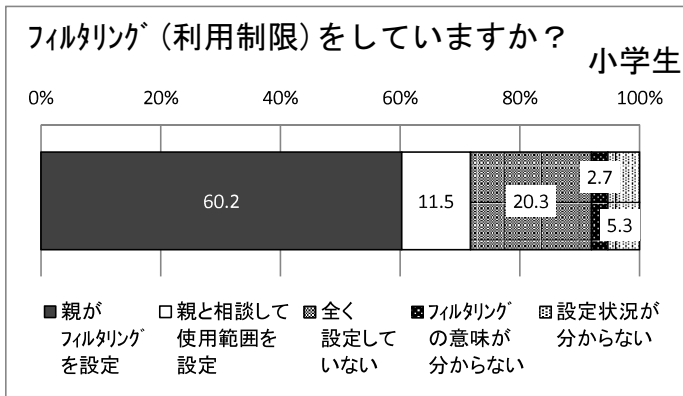
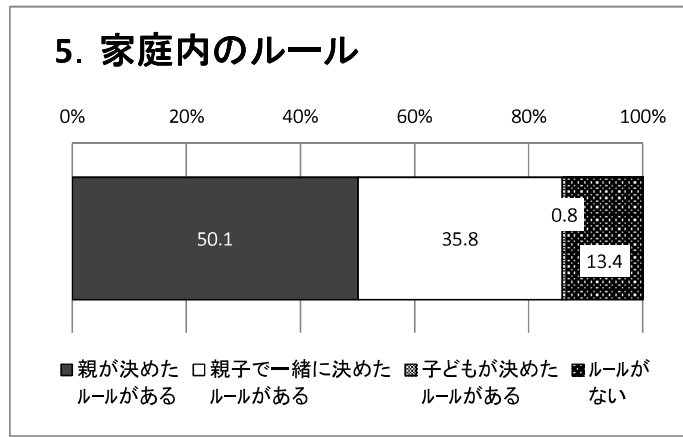
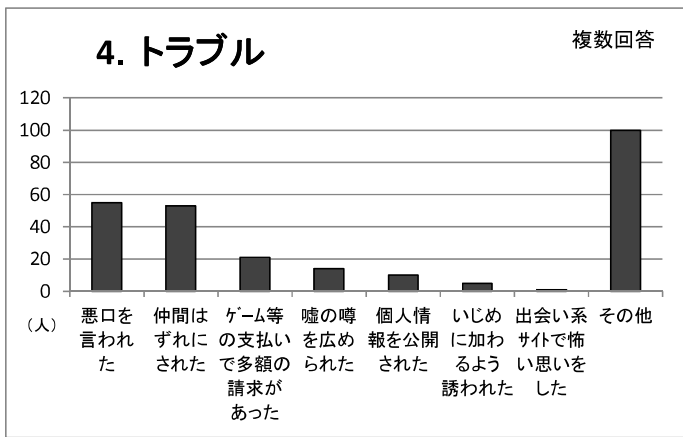
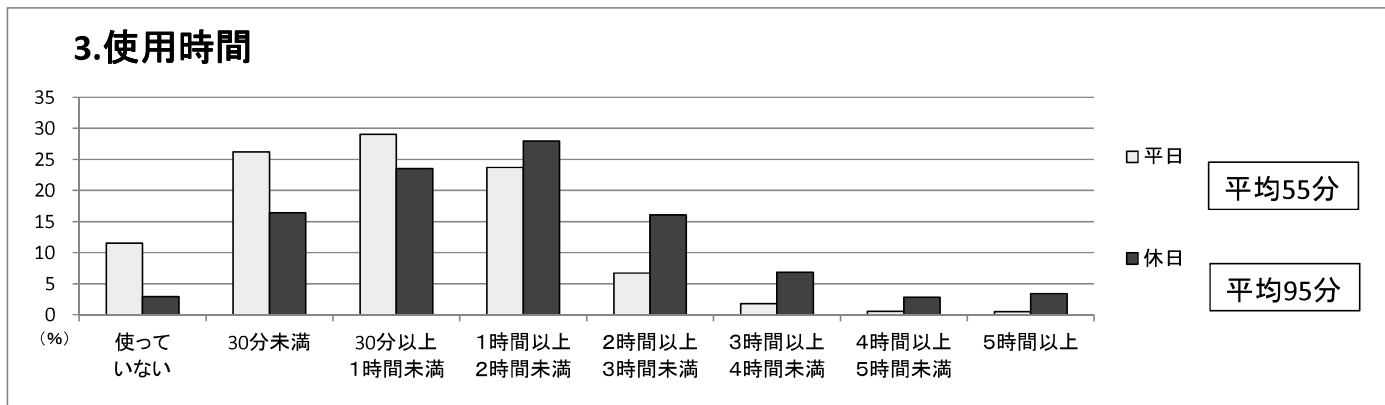
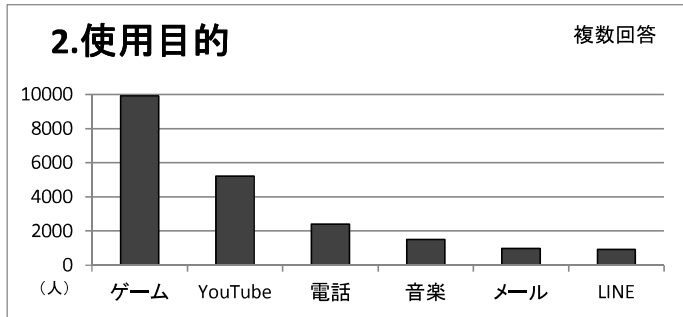
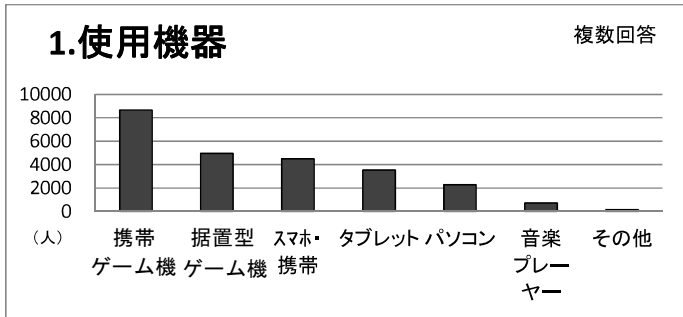
(14) これらの機器にフィルタリング(利用制限)をしていますか？（1つだけ選択）
 親がフィルタリングを設定 親と相談して使用範囲を設定 全く設定していない フィルタリングの意味が分からない 設定状況が分からない

(15) 富士市PTA連絡協議会が決めた「小学生は午後9時、中学生は午後10時以降使用しない。」という約束を守っていますか？（防犯のための使用は除く）（1つだけ選択）
 守っている どちらかというを守っている どちらかというを守っていない 守っていない 知らなかった

** ご協力ありがとうございました **

スマホ等使用状況アンケート資料

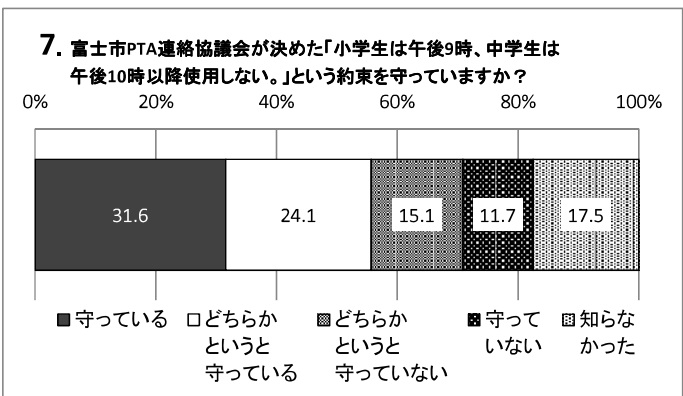
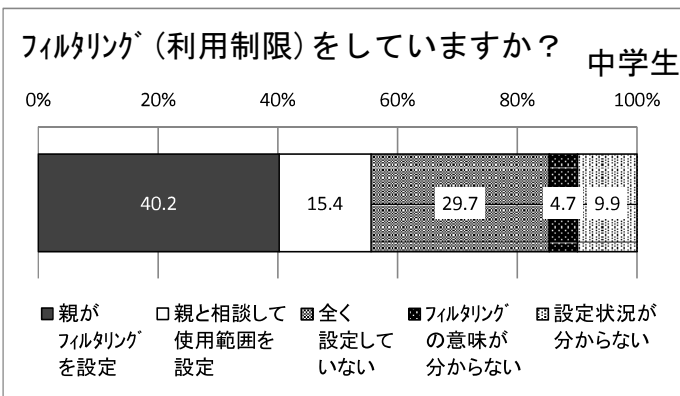
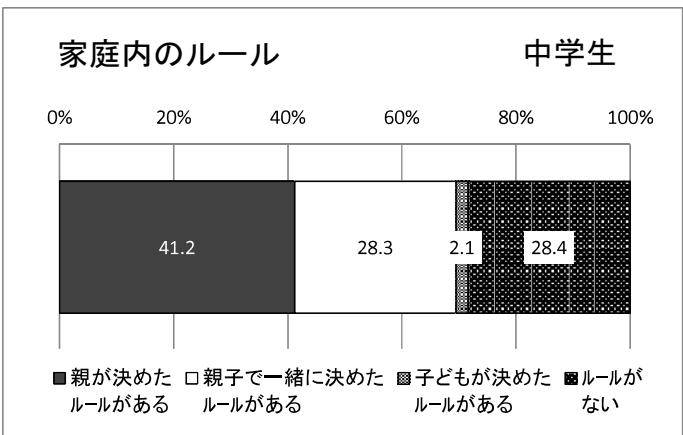
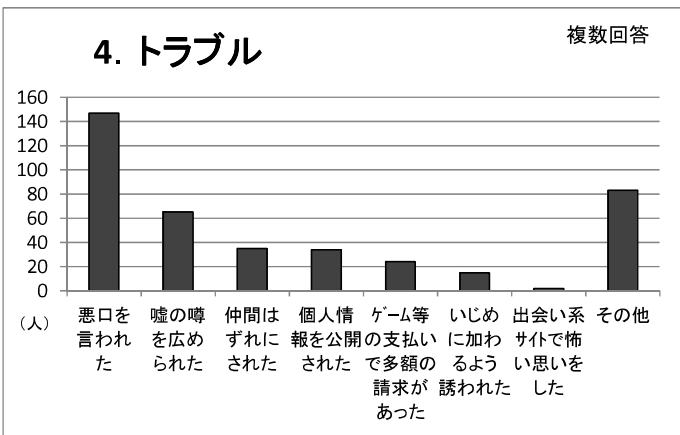
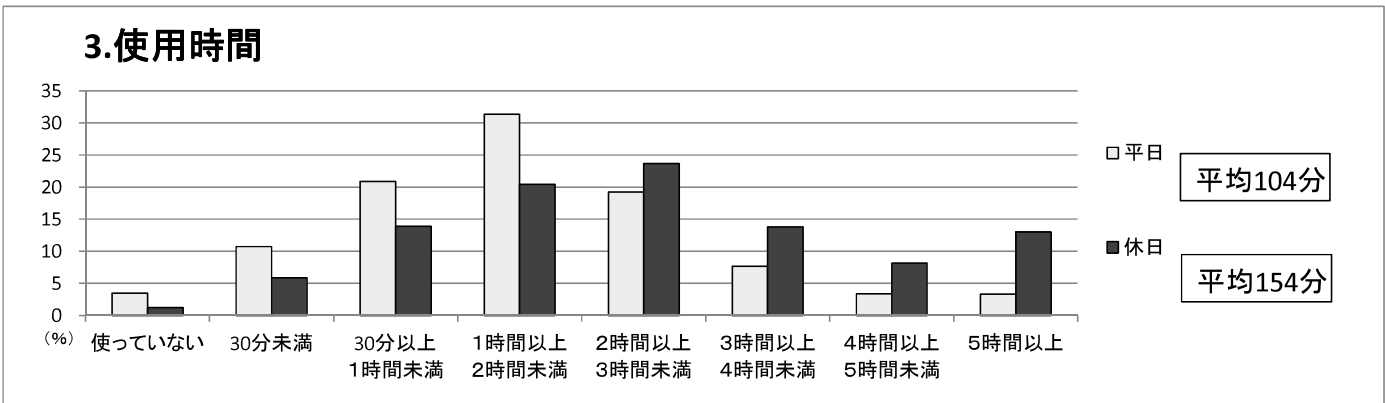
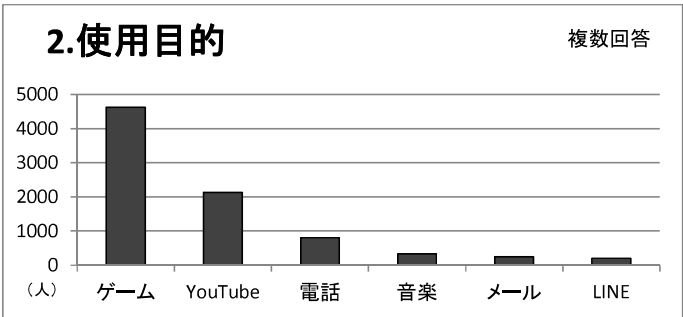
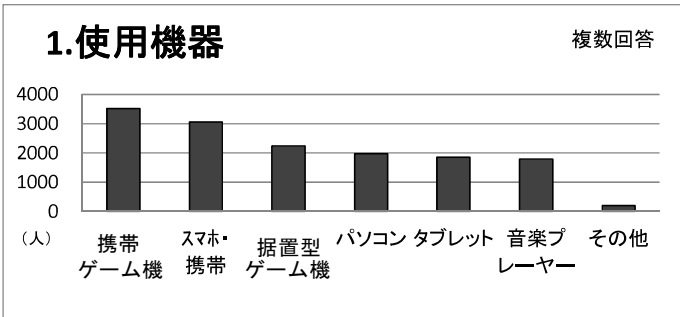
<小学校版>



学校や家庭でスマホ等の使い方を話し合ってみましょう。

スマホ等使用状況アンケート資料

<中学校版>



学校や家庭でスマホ等の使い方を話し合ってみましょう。

児童会・生徒会主体によるスマホ等の利用ルールづくりについて

学校教育課

平成 28 年度、豊かな心を育む教育の重点事業として、児童会や生徒会が中心となった、インターネットやスマートフォン・携帯電話等の利用のためのルールづくりに取り組んでいる。

1 経過

- (1) スマホ等の利用状況アンケート実施 (H28. 5 月下旬)
- (2) スマホ等の利用状況アンケートの集計結果公表 (H28. 7 月上旬)
- (3) 児童会・生徒会によるスマホ等の利用ルールづくり着手 (H28. 7 月中旬から)
- (4) スマホ等の利用ルールづくり報告書の提出 (H29. 2 月上旬)

2 進捗状況

(1) A 小学校

ア 職員 1 名が、県教委主催の「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座に参加 (全 2 回) した。

イ 講座で学んだことを伝達する会で児童に問題提起をして、児童会を中心とした利用ルールづくりをスタートしている。

(2) B 中学校

ア 「自分たちでスマホ等の通信機器を使用する上でのマナーを考えよう」をテーマとした学級会を全学級で実施した。

* 議題：嫌な思いをした経験、なぜやってはいけないことをやってしまうのか等

イ 今後、各学級から出されたルールを、生徒会組織を活用してまとめて行く予定。

(3) C 中学校

生徒で組織する企画委員会を立ち上げ、名称を「情報端末機器について考える会」とし、11 月から、以下の計画にしたがって活動していく予定。

ア ドコモマナー講座を実施する。

* NTT ドコモの方を講師として招聘。

イ 第 1 回全体会を実施する。

* 内容：アンケート結果報告、趣旨説明、改善点、今後の活動等

ウ 学級会を実施する。

* 「私のクラスでは… (宣言)」を各学級で 1 つ決める。

エ 第 2 回全体会を実施する。

* 各学級の代表が「宣言」をして、その後、全体で + α (アルファ) のルールを話し合う。

(4) D中学校

ア 「インターネットのよりより活用方法を考えよう」をテーマとした学級会を全学級で実施した。

＊議題：通信機器のメリット・デメリット、自校の現状・課題、利用心得作成等

イ 全校生徒参加のパネルディスカッションを実施した。パネラーは、生徒会長、生活安全委員長、各学級代表、の8人。

ウ 生活安全委員会が、「D中ネット利用心得6か条」を作成した。

- ① 富士市で決められたルール「10時以降は使わない」を守ろう
- ② 両親も自分も納得できる家庭のルールをつくろう
- ③ トラブルが起こるのなら使用を中止しよう
- ④ フィルタリングを設定してもらいトラブルを未然に防ごう
- ⑤ 1日の中でネットを使う時間帯を決めるなど時間割を決めよう
- ⑥ ネットの使用で家族との交流を減らさないようにしよう

エ 「D中ネット利用心得6か条」が守られているかをチェックするアンケートを作成した。今後、定期的にアンケートを実施することで、遵守する意識を継続させたり、「利用心得」の内容を修正したりしていく予定。

3 ルールづくりをする上で見えてきた課題

- (1) 小学校では、発達段階の違いから、どのようにルールづくりを進めていったらいいのか、教員がやや難しさを感じている。
- (2) スマホ等をあまり利用していなかったり、既に適正な利用をしていたりする児童生徒が、ルールづくりの意義を見出せず、主体的に取り組めていない状況もある。
- (3) ルールを決めてから、それを遵守する意識を継続していくための有効な手立てを検討していく必要がある。

蕨市アウトメディア宣言

子どもたちの成長に電子メディアが多大な影響をあたえていることが深刻化しており、そのかわり方が問題となっています。そこで、電子メディアへの接触時間を減らし、未来をにう子どもたちの健やかな成長のために、蕨市として「アウトメディア宣言」を制定し、その取り組みを広げます。

- 一、乳幼児期は、特に、電子メディアとの接触をひかえましょう。
- 一、食事の時は、テレビを消して、家族がふれあう時間にしましょう。
- 一、テレビ、パソコン、ゲーム等の使用は時間をきめましょう。
- 一、子どもにも携帯電話を持たせる場合は、ルールをきめましょう。
- 一、アウトメディアで、人間愛にあふれ、こころのふれあう家庭や、地域をつくりましょう。

平成二十三年七月十六日

ここでの「アウトメディア」とは、テレビ・パソコン・ゲーム・携帯電話などの電子メディア漬けの生活を見直すことです。



蕨市アウトメディア推進会議
蕨市・蕨市教育委員会

青少年の社会参加促進の方策について（提言書） 抜粋

4 青少年の社会参加を促進するための具体的な方策

これまで、青少年の社会参加の場と効果、青少年を取り巻く環境の変化や世代ごとの特徴、そして社会参加を促すための解決策の方向性について述べてきました。

これらの議論を経て、私たちは青少年の社会参加を促すための具体的な取り組みについて、以下の4つの方策を提案します。

(1) 青少年体験交流事業総合情報検索ポータルサイト「(仮称)ふじの元気」の設置

これまでの議論で、すべての世代や親等に共通する事項として、社会参加に関する正確な情報の提供が必要になりました。そこで、市のウェブサイトを利用して、市内の青少年が参加できる事業や団体を紹介できるポータルサイト「(仮称)ふじの元気」の設置を提案します。

社会参加活動を、分野別（文化、スポーツ、自然体験など）、世代別（入学前、小学生、中学生、高校生など）、地区別（活動場所、団体所在地など）に整理して、活動内容はもちろん、活動理念や目的についても分かりやすく整理して伝えます。

もちろん、行政だけでなく民間の事業も紹介します。詳細案内については、団体のホームページにリンクを貼るなどしても良いでしょう。

多くの青少年が社会参加をし、富士市全体に活力が漲（みなぎ）ることを願って「(仮称)ふじの元気」と命名しました。

この提案を実現するためには、ポータルサイト構築のための費用、行政や民間事業の情報収集と整理に要する時間と労力も課題となります。

また、情報提供後は、事業を実施する行政や民間団体の側も、相手にわかりやすく伝えるための工夫をするとともに、ウェブサイトの内容を絶えず更新し、最新の状態にしておく必要があります。

さらに、民間の事業については営利事業の宣伝にならないように一定の審査も必要となるでしょう。

平成26年3月
社会教育委員会議

【議論経過】

- 平成28年 6月 3日 平成28年度第1回社会教育委員会議
- 委嘱状の交付
 - 今期の研究課題について
 - ・青少年に対する電子メディアの影響と対策について（決定）
- 平成28年 8月29日 平成28年度第2回社会教育委員会議
- スマホ等の使用状況アンケートの集計結果と今後の取り組みについて
 - グループワーク
 - ・スマホ等の電子メディアの良い点、悪い点について
 - ・スマホ等の長時間（1日2時間程度）の使用について
 - ・小学生は午後9時以降、中学生は午後10時以降スマホ等を使用しないルールが守られていないことについて
 - ・高度情報化社会において求められる青少年期の体験について
- 平成28年11月11日 平成28年度第3回社会教育委員会議
- 子ども達のSNS利用の原状とその指導方法について
 - どさんこアウトメディアプロジェクトについて
 - グループワーク
 - ・電子メディアの弊害をなくす、軽減するために、それぞれの立場で何ができるのかについて
 - ・効果的なチラシの作成について
- 平成29年 2月 3日 平成28年度第4回社会教育委員会議
- グループワーク
 - ・提言書のフレーム（案）について
 - ・アウトメディア啓発用チラシ作成について
- 平成29年 6月 6日 平成29年度第1回社会教育委員会議
- グループワーク
 - ・アウトメディアに対する意識啓発の取り組みについて
 - ・アウトメディアを行うことにより得られるものについて
- 平成29年 8月29日 平成29年度第2回社会教育委員会議
- グループワーク
 - ・アウトメディアの日の設定について
 - ・アウトメディアの日を行うことについて
- 平成29年11月14日 平成29年度第3回社会教育委員会議
- 提言書の事務局案について
 - グループワーク
 - ・アウトメディアの日、アウトメディア強調月間について
 - ・チラシの作成について
- 平成30年 2月 6日 平成29年度第4回社会教育委員会議
- 提言書の素案の検討
- 平成30年 3月13日から3月20日まで
- 提言書（原案）に関する意見書提出
- 平成30年 3月27日 正副委員長による最終案確認
- 提言書（最終案）の承認

富士市社会教育委員名簿

＜敬称略＞

No.	氏名	所属等	役職等	備考
1	岡田 進	富士市立須津小学校	校長	
2	寺内 誠一	富士市立鷹岡中学校	校長	
3	斉藤 臣弘	富士市町内会連合会	副会長	
4	石田 明生	常葉大学社会環境学部	教授	
5	望月 美智子	女性ネットワーク・富士	副会長	
6	渡邊 明男	富士市生涯学習推進会連合会	会長	
7	辻村 典枝	富士市文化連盟	副会長	
8	山野 政宏	富士市体育協会	会長	
9	中澤 公一	富士市子ども会世話人連絡協議会	会長	
10	松野 智仁	富士市PTA連絡協議会	顧問	
11	牧野 保	日本ボーイスカウト静岡県連盟富士地区協議会	副協議会長	
12	太田 真弓	特定非営利活動法人 ふじ環境倶楽部	事務局長	
13	池田 将章	富士市立高校	教頭	
14	柚木 恵美子	学識経験者	本人	
15	松本 玲子	学識経験者	本人	
16	石岡 かつ子	学識経験者	本人	
17	下川 幸子	学識経験者	本人	

任期：平成28年6月1日から平成30年5月30日まで

(※渡邊委員、中澤委員の任期は、平成29年5月22日から平成30年5月31日まで)

(※池田委員の任期は、平成29年6月21日から平成30年5月31日まで)